歴史・文化を軸にした東京の魅力発信に係る懇談会設置要綱

令和4年10月28日制定 4政政政第524号

(設置の目的)

第1条 東京都は、コロナを乗り越えて「サステナブル・リカバリー」を遂げるための取組を力強く推し進め、世界から選ばれる都市へと進化すること目指している。これを実現するため、当時世界有数の人口を誇り、サステナブルでもあった江戸の「現代でも未来でも通用する英知や魅力」とその理由を有識者により発掘及び再定義するとともに、江戸及び東京を代表する様々な魅力を広く発信することを目的として、歴史・文化を軸にした東京の魅力発信に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 会議は、知事が別途指名するものをもって組織する。
 - 2 会議に座長を置く。
 - 3 座長は委員の互選により選出する。

(招集等)

- 第3条 懇談会は、座長が招集する。
 - 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会委員以外の者を懇談会に出席させ、意見等を求めることができる。
 - 3 懇談会の委員及び前項の規定により座長の求めに応じた者が、会議への出席等、懇談会に係る用務を行った場合、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

(資料等の公開)

第4条 懇談会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、政策企画局政策部政策調査課とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。